

一般社団法人厚木青色申告会  
会費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人厚木青色申告会（以下「本会」という。）定款第7条に規定する会員の入会金及び会費の額並びにその納入方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 新たに本会の会員になろうとするものは、所定の入会手続と同時に入会金2,000円を納入しなければならない。

2. 本会を退会後、再入会しようとするものは、所定の入会手続と同時に入会金2,000円を納入しなければならない。

(入会金の免除)

第3条 移転等により本会以外の青色申告会（県内外不問）を退会し、引き続いて本会に入会すべく、その青色申告会からの紹介連絡票のあるもの。

2. 相続及び贈与により、名義変更のあったもの。

3. その他特別の事由により、会長が特に必要と認めたもの。

(会費)

第4条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める会費の額を支払う義務を負う。

区 分		会 費 の 額
正 会 員		月額 1,400円
準 会 員	第1種準会員	年額 8,400円
	第2種準会員	年額 2,000円

(会費の納入)

第5条 正会員は原則として、会費を預金口座振替により次の表に定めるいずれかの方法により納入しなければならない。

納 入 区 分			納 入 日
一括納入	全期	4月分から 3月分まで	5月6日
	前期	4月分から 9月分まで	5月6日
分割納入	後期	10月分から 3月分まで	11月6日

2. 第1種準会員は原則として入会した年分から当該年分の会費を一括して納入しなければならない。

3. 第2種準会員は原則として入会した翌年分から当該年分の会費を一括して納入しなければならない。

4. 新たに入会した正会員は、入会した月の翌月分から会費を納入するものとする。

5. やむをえない事由により預金口座振替による納入ができない者は、会長が認めた他の方法により納入する。

6. 定款第7条第2項の定めにより、既納の会費はこれを返還しない。

ただし、各期の納入日前に退会手続きがなされた場合は、退会の翌月以降分の会費は

返還するものとする。

既納の会費とは次のとおりとする。

- 一 預金口座振替により納入された会費のうち4月分から9月分の会費は、5月6日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）をもって既納の会費とする。
- 二 預金口座振替により納入された会費のうち10月分から3月分の会費は、11月6日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）をもって既納の会費とする。
- 三 現金により納入された会費は、領収証記載の日をもって既納の会費とする。
- 四 金融機関からの送金により納入された会費は、金融機関の送金受付の日をもって既納の会費とする。

（会費の減免）

第6条 第3条の1に規定するものの、前所属の会にての既納の期間分の会費は免除する。

2. 第3条の2に規定するものの、前名義人が納入した期間分の会費は免除する。

3. その他特別の理由により会長が特に必要と認めるときは、理事会に諮って会費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って別に定める。

（規定の改廃）

第8条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、本会が一般社団法人の移行認可を受け、移行の登記をした日から適用する。